平成２２年（フ）第４１２号
和歌山県海南市日方1500番地１
破産者　李幹浩こと　栗川　幹浩
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５１１号
和歌山県岩出市荊本254番地の１　101号
破産者　塩路　善之
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１０１号
福岡県福岡市博多区博多駅前３丁目７番３―605号、旧住所長崎市川平町280番地４
破産者　森永　　仁
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第６４号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋3347番地
破産者　原　　七郎
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１３５９号
福岡県宗像市深田346番地
破産者　中野美喜枝
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６６６号
福岡県大野城市下大利１丁目10番15号　駅前アパート202号
破産者　太田　輝生
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７０９号
仙台市泉区寺岡４丁目13番地の７
破産者　最上　　徹
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７３号
秋田県横手市大町５番23号
破産者　山下淳一郎
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第７４号
秋田県横手市大町５番23号
破産者　山下さつき
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第９４５号
静岡県牧之原市片浜707番地３
破産者　鳥羽　利夫
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９４６号
静岡県牧之原市片浜707番地３
破産者　鳥羽ひとみ
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３３１号
福岡市中央区唐人町１丁目12番31―1302号
破産者　梅村真行こと　姜　　民求
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３３号
福岡市博多区東那珂１丁目15番５―512号
破産者　池上　隆文
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５０６号
福岡市博多区東月隈５丁目22番９号
破産者　竹下　正彦
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５２５号
福岡市東区松島１丁目28番９号
破産者　沖　　克己
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２０号
沖縄県国頭郡国頭村字半地336番地
破産者　山田　義也
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２７３４号
札幌市南区石山２条３丁目12番22号　永野ハイツⅢ―201号
破産者　佐々木節子
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７７号
青森県八戸市湊高台２丁目６番10号　ファミール古川Ｂ１階101、前住所青森県黒石市大字市ノ町48番地
破産者　竹本　花子
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第７０号
岩手県宮古市近内１丁目３番16―203号　鈴木アパート、開始決定時の住所岩手県宮古市板屋３丁目９番30号
破産者　佐々木節男
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部